

FREEZE X WHITE PAPER

SNS REPORTING SUPPORT / TREND REPORT

SNS誹謗中傷の 傾向レポート 2026

公的統計・プラットフォーム各社の動向・国内外の法制度から
SNS上の誹謗中傷・なりすまし被害の「いま」を読み解く

発行: 2026年9月 / 発行元: フリーズX合同会社
データ基準日: 2026年9月上旬(各出典の最新公表値)

フリーズX合同会社 freeze-x.com

本資料は、公的機関・プラットフォーム各社・大手報道機関等の公表資料に基づく情報提供を目的として作成したものであり、法的助言ではありません。フリーズX合同会社は法律事務所ではなく、法的助言・法的措置・代理・代行・示談交渉は一切行いません。

ABOUT THIS REPORT

本レポートについて

目的

SNS上の誹謗中傷・なりすまし・プライバシー侵害等の被害は、個人・企業を問わず年々深刻化しています。本レポートは、総務省・法務省・警察庁などの公的統計、プラットフォーム各社の透明性レポート、国内外の法制度の動きを横断的に整理し、被害を受けた側の視点から「何が起きているのか」「制度はどう変わったのか」「ご自身でどのような準備ができるのか」を把握いただくための参考資料です。

数値の取り扱い

- 掲載する数値はすべて出典（機関名・資料名・公表年月・URL）を明記しています。
- 年度・暦年・集計定義（相談者数／作業件数など）が資料により異なるため、比較にあたっては各項目の注記をご確認ください。
- 「見込み」「暫定値」と表記した数値は確定値ではありません。確定後に更新される可能性があります。
- 個別の投稿内容の引用・再掲は行わず、公的機関・判決・大手報道で公表された範囲で傾向として要約しています。

ご利用にあたって（重要）

本資料は一般的な情報提供であり、**法的助言ではありません**。フリーズX合同会社は法律事務所ではなく、法的助言・法的措置（発信者情報開示請求、損害賠償請求、刑事告訴等）・代理・代行・示談交渉・削除請求や通報の代行は一切行いません。

各プラットフォームへの通報・申出や公的窓口への相談は、いずれも被害を受けたご本人が行うものです。法律に関するご相談は弁護士・法テラス等の専門機関にご相談ください。

目次

- 00 エグゼクティブサマリー 主要な数値とトレンドの要約
- 01 国内統計で見る誹謗中傷の実態 総務省・法務省・警察庁・裁判所・文部科学省の公表データ
- 02 法制度の動き — 情報流通プラットフォーム対処法 指定事業者・初の是正勧告・選挙偽情報対策改正
- 03 プラットフォーム別の動向 X・Meta・YouTube・TikTok・Google の透明性レポートと方針変更
- 04 被害種類の傾向 誹謗中傷・なりすまし・AIディープフェイク・ネットいじめ・企業への攻撃
- 05 主要な事件・判例と社会の動き 公知の範囲での整理
- 06 海外の規制動向と国際比較 米国・EU・英国・豪州
- 07 2026年のトレンドと今後の展望
- 08 被害に遭ったときに、ご自身でできること 証拠保全の考え方・公式通報窓口・公的相談窓口（情報提供）
- 出典一覧／ご利用にあたって／会社情報

EXECUTIVE SUMMARY

00 エグゼクティブサマリー

数字で見る、SNS誹謗中傷の「いま」

6,403件

違法・有害情報相談センター 相談件数
(令和6年度)2010年度(1,337件)比約4.8倍。令和3年度
以降6,000件超で高止まり。

23.0%

相談のうち X(旧Twitter) 関連の割合
(令和6年度)事業者・サービス別で最多。前年度20.1%か
ら上昇。TikTokも増加傾向。

1,569件

インターネット上の人権侵犯事件(令
和7年・新規)プライバシー侵害・識別情報の摘示・名誉毀
損で約85%を占める。

6,274件

発信者情報開示命令 申立件数(東京
地裁・2024年)2023年(3,755件)比約1.7倍。2025年は約
8,700件の見込み。

15,108件

サイバー犯罪 検挙件数(2025年)

過去最多を更新。ネット上の名誉毀損・侮辱
の検挙は令和6年487件(前年比+11.7%)。

1,274.7 億円

SNS型投資詐欺 被害額(2025年・暫定
値)著名人になりすましたAI合成広告等が入口。
2023年(277.9億円)から2年で約4.6倍。

10のポイント

1. **相談件数は高止まり。**総務省の相談センターへの相談は令和6年度6,403件。内容は「誹謗中傷など」62.3%、「プライバシー情報」62.1%(複数回答)で、約6割が「削除したい」という相談です。
2. **相談の舞台はXが最多、TikTokが増加。**事業者別ではX 23.0%、Meta(Instagram・Facebook・Threads)計10.8%、Google(検索・マップ・YouTube)計9.3%。匿名掲示板(5ちゃんねる)の割合は低下しています。
3. **法務省の人権侵犯事件は年間1,500~1,900件で推移。**令和7年は1,569件。人権擁護機関からプロバイダ等への削除「要請」は349件でした。
4. **発信者特定の手続きは利用が急拡大。**2022年10月に創設された発信者情報開示命令の東京地裁申立件数は、2023年3,755件→2024年6,274件と急増しています。
5. **侮辱罪は2022年7月から厳罰化。**法定刑が引き上げられ、公訴時効も1年から3年に延長されました。
6. **情プラ法が本格運用段階に。**2025年4月施行の情報流通プラットフォーム対処法により、大規模事業者13者が指定され、削除申出への原則7日以内の判断・通知と運用状況の公表が義務化。2026年7月24日には初の是正勧告(5社)が出されました。
7. **プラットフォームのモデレーション方針は流動的。**Metaは2025年1月に米国で第三者ファクトチェックを廃止しCommunity Notesへ移行。Xは日本が世界最大の法的削除要請元であると公表しています。
8. **海外は執行フェーズへ。**EUはXにDSA初の制裁金1.2億ユーロ(2025年12月)、米国はTAKE IT DOWN Actの削除義務を2026年5月に施行、豪州は16歳未満のSNS利用制限を2025年12月に施行しました。
9. **AI悪用が最大の増加要因。**著名人になりすましたディープフェイク広告を入口とするSNS型投資詐欺の被害額は2025年(暫定)1,274.7億円に達しています。
10. **早期の証拠保全が鍵。**アクセスログの保存期間は一般に3か月程度と短く、被害に気づいた段階でURL・日時・アカウント名を含む記録を残すことが、その後のあらゆる対応の前提になります。

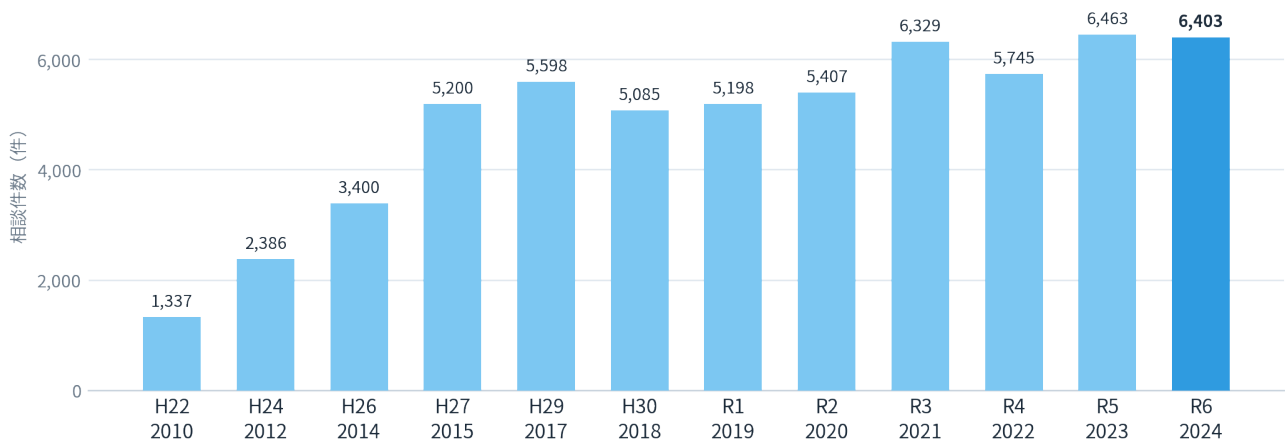
DOMESTIC STATISTICS

01 国内統計で見る誹謗中傷の実態

1-1 総務省「違法・有害情報相談センター」への相談件数

同センターは2009年8月に相談受付を開始した公的相談窓口で、相談者ご自身が行う削除依頼の方法等について助言を行っています。相談件数は2010年度の1,337件から2024年度（令和6年度）の6,403件へと約**4.8倍**に増加し、2021年度以降は6,000件前後で高止まりしています。

図1-1 違法・有害情報相談センター 相談件数の推移（作業件数ベース／年度）



出典：総務省情報流通行政局『令和6年度 インターネット上の違法・有害情報対応 相談業務等の請負 報告書（概要版）』（2025年）https://www.soumu.go.jp/main_content/001009571.pdf ※概要版に掲載のない年度は省略。

相談内容（令和6年度・複数回答）

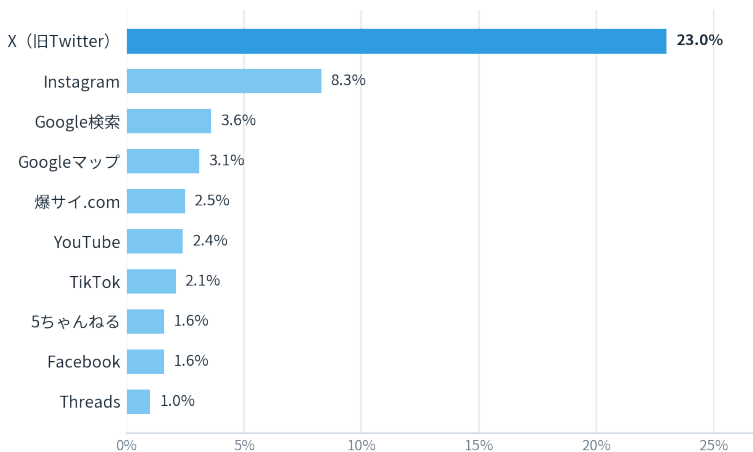
相談内容	割合
名誉・信用を貶める情報（誹謗中傷など）	62.3%
プライバシー情報（写真・動画等 37.6%、氏名・住所・電話番号等 40.0%）	62.1%
希望する対応（複数回答）	
インターネット上の情報を削除したい	59.0%
発信者の特定方法を知りたい	24.5%
警察に通報・相談したい	11.1%

POINT

相談の約6割が「削除したい」、約4分の1が「発信者を特定したい」。被害者の第一の希望は「消すこと」であり、そのために各プラットフォームの公式通報フォームが最初の接点になります。

事業者・サービス別の相談割合(令和6年度、n=7,106)

図1-2 事業者・サービス別 相談割合 (令和6年度・上位10サービス)



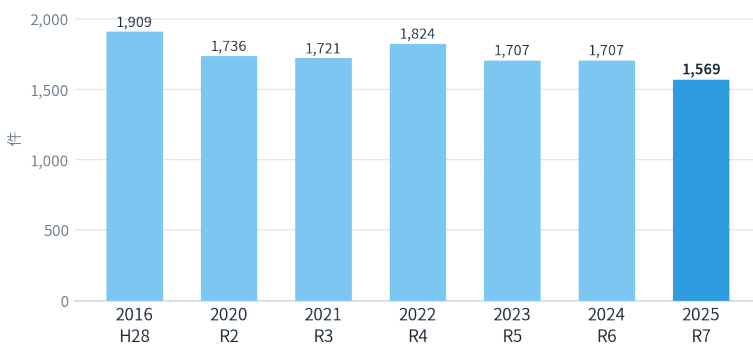
X(旧Twitter)が**23.0%**(前年度20.1%)で最多。Meta各サービスの合計は10.8%(前年度7.9%)、Google各サービスの合計は9.3%です。TikTokは2.1%(前年度1.3%)と上昇し、5ちゃんねるは1.6%(前年度2.4%)と低下。相談の舞台が匿名掲示板から主要SNS・動画プラットフォームへ移行している傾向がうかがえます。

※割合は各サービスの件数を総計7,106件で除して算出(Instagram 587件、Facebook 114件、Threads 69件、Google検索 253件、Googleマップ 220件、YouTube 168件、爆サイ.com 181件、TikTok 147件、5ちゃんねる115件)。

留意事項 同報告書は2015年度に集計方法を改訂しており、2014年度以前と以降で「作業件数」の集計内容が異なります。複数回相談した相談者の重複を含むため、厳密な統計ではない旨が資料に明記されています。

1-2 法務省人権擁護機関「インターネット上の人権侵犯事件」

図1-3 インターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件(新規救済手続開始件数)



令和7年(2025年)の新規救済手続開始件数は**1,569件**(前年1,707件、-138件)。内訳は**プライバシー侵害503件、識別情報の摘示494件、名誉毀損348件**で、この3類型が全体の約85%を占めます。

処理件数は1,572件。うち人権擁護機関がプロバイダ等に削除を求める「要請」は349件(約2割)、被害者ご本人が削除依頼を行う方法を教示する「援助」が約4割でした。

留意事項 件数は「削除要請件数ベース」であり書き込み数ではありません(1事業者に100件の削除を1回で要請した場合は1件と計上)。

出典:法務省人権擁護局『令和7年における「人権侵犯事件」の状況について(概要)』(2026年3月24日) <https://www.moj.go.jp/content/001458953.pdf> / 同『令和6年における「人権侵犯事件」の状況について(概要)』(2025年3月)

1-3 警察庁:検挙件数とサイバー犯罪の情勢

487件

インターネット上の名誉毀損罪・侮辱罪 検挙件数(令和6年)

前年比 +11.7%

15,108件

サイバー犯罪 検挙件数(令和7年・2025年)

過去最多を更新

約18.6万件

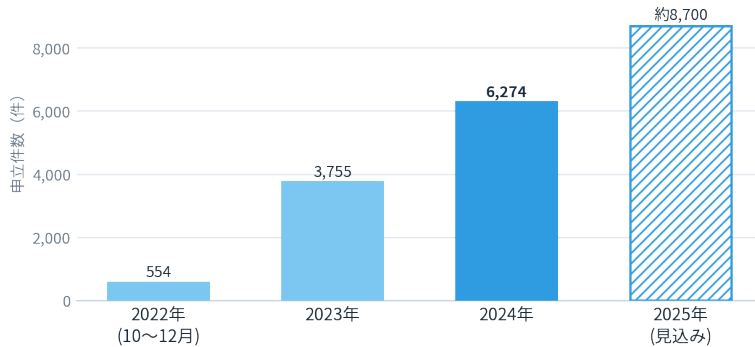
警察へのサイバー関係相談件数(令和6年)

高水準で推移

出典：警察庁長官官房『令和6年の犯罪情勢』（2025年2月）https://www.npa.go.jp/publications/statistics/kikakubunseki/r6_jyosei.pdf／警察庁サイバー警察局『令和7年におけるサイバー空間をめぐる脅威の情勢等について』（2026年3月）／同『令和6年におけるサイバー空間をめぐる脅威の情勢等について』（2025年3月）

1-4 発信者情報開示命令(改正プロバイダ責任制限法・2022年10月施行)

図1-4 発信者情報開示命令 申立件数（東京地方裁判所）



2022年10月に創設された発信者情報開示命令（非訟手続）は、従来2段階の訴訟が必要だった投稿者の特定を1つの手続で行えるようにした制度です。東京地裁への申立件数は**2023年3,755件→2024年6,274件**へ急増し、2025年は約8,700件の見込みと報じられています。

SNS事業者の所在地を管轄する裁判所に申し立てる必要があるため、大半が東京地裁民事第9部に集中しています。

POINT 証拠は「早く」残す

東京地裁民事第9部の申立書記載例には、アクセスプロバイダのアクセスログの保存期間は一般に**3か月等と短い**ため、早期に対応しなければ発信者を特定できなくなる旨が明記されています。被害に気づいた時点での記録保全が、あらゆる対応の前提となります。

留意事項 2024年の申立件数は共同通信(司法統計ベース) 6,274件、日本経済新聞「6,700件超」と報道により差があり、集計基準の違いによる可能性があります。2025年の「約8,700件」は東京地裁による見込み値であり、確定した年間実数ではありません。

出典：共同通信「ネット発信者開示請求、昨年超え」（2025年11月7日配信）／東京弁護士会『LIBRA』2025年4月号『『発着事件』最前線』https://www.toben.or.jp/message/libra/pdf/2025_04/P02-14.pdf／東京地方裁判所「発信者情報開示命令申立て」案内 https://www.courts.go.jp/tokyo/saiban/minzi_section09/hassinnsya_kaiji/index.html

1-5 侮辱罪の厳罰化(2022年7月7日施行)

項目	改正前	改正後(2022年7月7日～)
法定刑	拘留(30日未満)または科料(1万円未満)	1年以下の懲役・禁錮※ もしくは30万円以下の罰金、または拘留もしくは科料
公訴時効	1年	3年
見直し規定	—	施行3年後を目処に表現の自由への影響等を検証

※2025年6月1日施行の改正により、懲役・禁錮は「拘禁刑」に一本化されています。

出典：刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)／法務省「侮辱罪の法定刑の引上げ」関連資料

1-6 ネットいじめ(文部科学省調査)

文部科学省の調査では、いじめの態様のうち「パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる」は**令和5年度(2023年度)24,678件で過去最多**(前年度23,920件)でした。令和6年度(2024年度)はいじめの認知件数が**769,022件**、重大事態が**1,405件**と、いずれも過去最多を更新しています。SNSを介したいじめは学校が把握しにくいことが、増加の背景の一つとして指摘されています。

出典:文部科学省『令和6年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果』(2025年10月) https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1302902.htm／同『令和5年度』調査結果

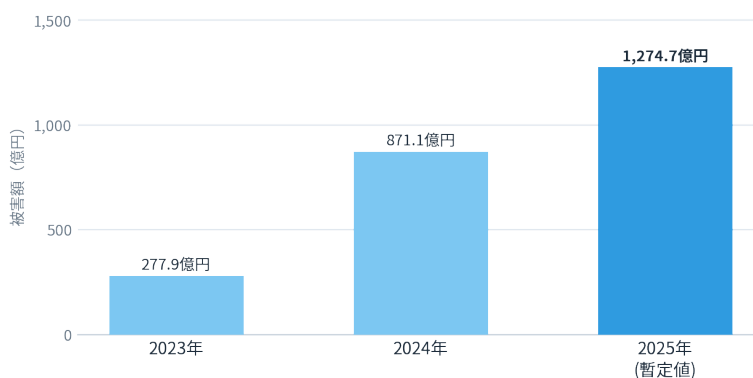
24,678件

ネットを使ったいじめ(令和5年度)

過去最多。令和6年度分は公表資料の統計表をご参照ください。

1-7 なりすまし広告を入口とする SNS型投資・ロマンス詐欺

図1-5 SNS型投資詐欺 被害額の推移(億円)



著名人・有名企業になりすましたAI合成動画・画像を用いた詐欺広告が急増しています。SNS型投資詐欺の被害額は2023年277.9億円→2024年871.1億円(前年比+213.4%)→**2025年1,274.7億円(暫定値、+46.3%)**。認知件数は2025年9,538件(+48.7%)です。

SNS型ロマンス詐欺は2025年確定値で認知5,645件(+47.6%)、被害額546.4億円(+36.3%)。当初の接触は「バナー等の広告」と「ダイレクトメッセージ」で全体の約8割を占めます。

出典:警察庁『令和7年における特殊詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺の認知・検挙状況等について(確定値)』(2026年6月5日) <https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/sos47/new-topics/260605/01.html>／同(暫定値、2026年2月)／PwC Japan「その『憧れ』は実在するかーフェイクコンテンツとSNS型投資詐欺ー」(2025年10月)

LEGAL FRAMEWORK

02 法制度の動き — 情報流通プラットフォーム対処法 (情プラ法)

2-1 情プラ法の概要

「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律」(情報流通プラットフォーム対処法、令和6年法律第25号)は、旧プロバイダ責任制限法を改正・改称した法律で、2024年5月17日に公布、**2025年4月1日に施行**されました。国内の平均月間発信者数1,000万人以上などの要件を満たす事業者を総務大臣が「大規模特定電気通信役務提供者」として指定し、次の義務を課しています。

義務1 削除対応の迅速化

削除申出窓口の整備・公表、対応体制の整備、削除申出への原則**7日以内**の判断・通知。

義務2 運用状況の透明化

削除基準の策定・公表、削除時の発信者への通知、運用状況(申出件数・対応状況等)の**年1回**の公表。

義務違反に対しては、総務大臣による**勧告**、正当な理由なく勧告に従わない場合の**命令**が定められています。

出典：総務省「インターネット上の違法・有害情報に対する対応(情報流通プラットフォーム対処法)」https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/d_syohi/ihoyugai.html

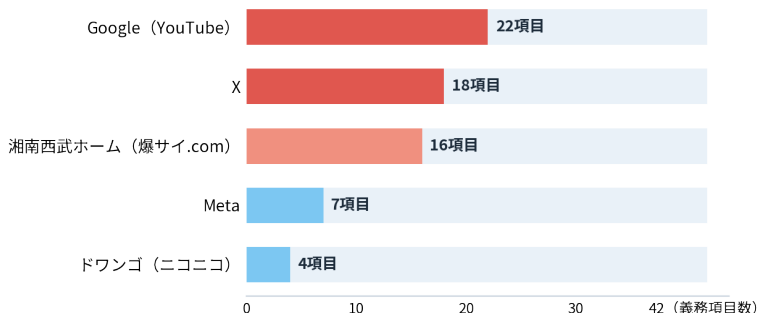
2-2 指定事業者(2026年9月時点・計13者)

指定日	事業者(主な対象サービス)
2025年4月30日	Google (YouTube等)、LINEヤフー (Yahoo!知恵袋、LINEオープンチャット等)、Meta (Facebook、Instagram、Threads)、TikTok、X
2025年5月30日	Pinterest、サイバーエージェント (Amebaブログ)、湘南西武ホーム (爆サイ.com)、ドワンゴ (ニコニコ)
2026年8月31日	ジェイスクエアード (ガールズちゃんねる)、ピクシブ (pixiv)、note、好き嫌い.com運営者(個人)

出典：総務省 報道資料「情報流通プラットフォーム対処法第20条第1項に基づく大規模特定電気通信役務提供者の指定」(2025年4月30日、5月30日、2026年8月31日)／INTERNET Watch (2026年9月1日) <https://internet.watch.impress.co.jp/docs/news/2137041.html>

2-3 施行後初の是正勧告(2026年7月24日)

図2-1 公表義務の不備と認定された項目数(義務項目42のうち)



総務省は2026年7月24日、情プラ法第28条(運用状況の公表義務)違反として、**Google・X・Meta・ドワンゴ・湘南西武ホームの5社**に是正勧告および報告徴収を行いました。同法に基づく勧告は施行後初めてです。

5社には8月31日までの再公表を求め、不備が多かったGoogle・Xには改善計画の提出も要求。他3社は10月30日までに措置状況を報告し、以降2027年4月30日まで3か月ごとに報告することとされました。LINEヤフー・TikTok・サイバーエージェント等は適切に公表済みとされ、勧告対象外です。

留意事項 本勧告は「運用状況の公表」という手続面の不備に対するものであり、個別の投稿の削除に応じなかったことを理由とするものではありません。8月31日期限後の各社の再公表結果および総務省の評価は、本レポート作成時点で確認できていません。

出典：総務省 報道発表(2026年7月24日)／ITmedia NEWS(2026年7月24日) <https://www.itmedia.co.jp/news/articles/2607/24/news086.html>／朝日新聞・共同通信(2026年7月24日)

2-4 選挙期間中の偽情報対策 — 改正公職選挙法・改正情プラ法(2027年3月施行予定)

2026年7月13日、選挙期間中の偽情報対策を強化する改正公職選挙法・改正情プラ法が成立しました(与野党6党共同提出)。**2027年3月1日施行**、2027年春の統一地方選挙から適用されます。

- ・ネット利用者に対し、候補者に関する虚偽事項の公表や事実を歪めた公表により選挙の公正を害しないよう求める規定を強化(刑事罰の新設はなし)。
- ・大規模事業者、偽情報等による選挙への悪影響を軽減するための「必要な措置」と、その年1回の公表を義務化。
- ・生成AIで作成され、実際の撮影と誤認されるおそれのある選挙関連の動画・画像への注意表示を義務化。

出典：日本経済新聞「SNS偽情報の対策、27年春の統一地方選から義務づけ」(2026年7月) <https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUA101YR0Q6A710C2000000/>／時事通信(2026年6月12日)

2-5 制度整備の年表(2020年～)

2020年5月

リアリティ番組出演者への大量の誹謗中傷を契機に、ネット上の誹謗中傷対策が社会的課題として急浮上

2020年8月

総務省 プラットフォームサービスに関する研究会が「緊急提言」を公表

2021年4月

改正プロバイダ責任制限法が成立(発信者情報開示命令制度の創設)

2022年7月7日

侮辱罪の法定刑引上げ・公訴時効延長が施行

2022年10月1日

発信者情報開示命令制度が施行

2024年5月17日

情報流通プラットフォーム対処法(情プラ法) 公布

2025年4月1日

情プラ法施行。4月30日・5月30日に大規模事業者計9社を指定

2026年7月13日

選挙偽情報対策の改正公選法・改正情プラ法が成立

2026年7月24日

情プラ法に基づく初の是正勧告(Google・X・Meta・ドワンゴ・湘南西武ホーム)

2026年8月31日

大規模事業者に4者を追加指定(計13者)

2027年3月1日(予定)

選挙偽情報対策の改正法が施行

PLATFORM TRENDS

03 プラットフォーム別の動向

各社の透明性レポートと方針変更から見えること

X(旧Twitter) 相談センターにおける割合 23.0%(最多)

2022年の買収以降、信頼と安全チームの縮小、利用者参加型のCommunity Notesの拡大、有料認証の導入など、モデレーション方針が大きく変化しました。最新の包括的な透明性レポートは「Global Transparency Report H2 2024」(2025年3月公表)で、嫌がらせ(Abuse & Harassment)に関する投稿削除は前期比約116万件(-43%)減少。同レポートでは**日本が世界最多の法的削除要請元であり、当期の全世界の法的要請の半数を占めたこと**、日本からの要請の96%は金融犯罪・麻薬・売春の禁止に関する法令に関連するものであったことが示されています。EUでは有料「ブルーチェック」の設計等がDSA違反と判断され、制裁金の対象となりました(第6章参照)。

出典:X Transparency Center「Global Transparency Report H2 2024」(2025年3月) <https://transparency.x.com/> / 同「Removal Requests」

Meta (Facebook・Instagram・Threads) 相談センターにおける割合 計10.8%(前年度7.9%)

2025年1月、米国における第三者ファクトチェックプログラムの廃止とCommunity Notesへの移行、ヘイトスピーチ関連ポリシーの緩和を発表(欧州では従来のファクトチェックを継続)。Q1 2025のIntegrity Reportでは、ヘイト行為(Hateful Conduct)ポリシーに基づく措置件数が約340万件と2018年以来の低水準になったと報じられ、いじめ・嫌がらせのprevalence(表示割合)も上昇しました。2026年からは透明性レポートを半期制に移行しています。

出典:Meta Transparency Center「Community Standards Enforcement Report」「Integrity Reports Q1 2025/H1 2026」<https://transparency.meta.com/> / Engadget (2025年5月)

YouTube (Google) 相談センターにおける割合 2.4%

2025年第3四半期(7～9月)の動画削除は約1,214万本で、うち約1,189万本が自動検知を初回検知源としています。約38%は視聴数ゼロの段階で削除されました。ハラスメント・サイバーいじめは児童保護に次ぐ主要な削除理由の一つです。Googleの透明性レポートでは、日本は政府・裁判所からのコンテンツ削除要請件数の上位国であり、理由区分には名誉毀損・プライバシーが含まれます。

出典:Google透明性レポート「YouTubeコミュニティガイドラインの適用」<https://transparencyreport.google.com/youtube-policy/> / 同「コンテンツの削除に関する政府からの要請」

TikTok 相談センターにおける割合 2.1%(前年度1.3%・上昇)

2026年第1四半期の執行レポートでは、グローバルの事前削除率(ユーザー通報前の削除)が99.3%、24時間以内の削除が94.4%。コメント削除は約2億3,750万件、偽アカウント削除は約8,630万件に上ります。日本国内では相談センターへの相談割合が上昇傾向にあり、ショート動画プラットフォームでの被害の増加がうかがえます。

出典:TikTok「Community Guidelines Enforcement Report (Q1 2026)」<https://www.tiktok.com/transparency/>

Google検索・Googleマップ 相談センターにおける割合 検索3.6%・マップ3.1%

検索結果への表示やGoogleマップのクチコミに関する相談は、企業・店舗・医療機関の風評被害と密接に関係します。2024年4月には医師・歯科医師ら63人がクチコミによる被害を巡りGoogleを東京地裁に集団提訴しており(第5章参照)、プラットフォーム側の責任のあり方が問われています。

出典:総務省『令和6年度 相談業務等の請負 報告書(概要版)』/日本経済新聞(2024年4月)

POINT

各社の通報フォーム・ポリシーは頻繁に改定されます。透明性レポートの数値は集計期間・定義が各社で異なるため、単純比較はできません。情プラ法の指定事業者は削除申出窓口と削除基準を公表する義務を負っており、日本の利用者はこれらの公式窓口を起点に対応することになります。

TYPES OF HARM

04 被害類型の傾向

被害は「誹謗中傷」だけではない — 8つの類型と増減の背景

01 誹謗中傷・侮辱・名誉毀損

相談・人権侵犯事件の中核。相談センターでは「誹謗中傷など」が62.3%、法務省の人権侵犯事件では名誉毀損348件（令和7年）。侮辱罪の厳罰化・開示命令制度の整備により、投稿者が特定され民事・刑事責任を問われる事例が増加しています。

02 プライバシー侵害・さらし（識別情報の摘示）

氏名・住所・電話番号・勤務先・顔写真などの暴露。相談センターでは「プライバシー情報」62.1%、法務省ではプライバシー侵害503件・識別情報の摘示494件と、名誉毀損を上回る規模です。

03 なりすまし・AIディープフェイク・偽広告

著名人・企業になりすましたAI合成動画・画像による詐欺広告が急増。SNS型投資詐欺の被害額は2025年（暫定）1,274.7億円。2024年5月にはZOZO創業者・前澤友作氏がなりすまし広告を巡りMetaを提訴しました。特許庁委託調査（2025年3月）も「誘導型詐欺広告」の急増を報告しています。

04 性的画像の無断投稿・性的ディープフェイク

いわゆるリベンジポルノや、生成AIで作成された性的な偽画像。米国では2026年5月からTAKE IT DOWN Actにより48時間以内の削除義務が施行されるなど、国際的に規制強化が進んでいます。相談センターでも「性的画像・動画等」の区分が設けられています。

05 ネットいじめ（未成年）

文部科学省調査でネットを使ったいじめは令和5年度24,678件（過去最多）。学校裏サイトからSNS・グループチャット・ショート動画へ舞台が移り、大人が把握しにくい構造になっています。

06 企業・店舗・医療機関への攻撃

クチコミサイト・地図サービスへの虚偽投稿、業務妨害目的の投稿、SNSでの炎上を通じた信用毀損。2024年6月には大阪地裁が眼科医院に関する事実と異なるクチコミの削除を命じるなど、司法判断の蓄積が進んでいます。

07 炎上構造・インプレゾンビ・迷惑系配信

閲覧数に応じた収益を目的とした無関係・虚偽の投稿（いわゆるインプレゾンビ）、切り抜き・まとめサイトによる再拡散、迷惑行為の配信。2024年の能登半島地震では虚偽の救助要請を投稿した者が偽計業務妨害の疑いで検挙されています。

08 著作権侵害・無断転載

写真・イラスト・動画の無断転載やなりすましアカウントによる再投稿。各プラットフォームは権利者本人による申告フォームを設けており、証拠（元データ・公開日時）の保全が対応の前提となります。

増加・多様化の背景要因

- ・匿名性と拡散性：投稿者の特定に手続と時間を要する一方、拡散は数分で進む。
- ・レコメンドアルゴリズムと収益化：反応の大きい投稿が優先表示され、インプレッション収益が過激化の動機になる。
- ・生成AIの普及：偽動画・偽音声・偽画像の作成コストが急低下し、なりすましと詐欺が結合。
- ・ショート動画・新興プラットフォームの台頭：TikTok、Threads、Bluesky等へ被害の舞台が拡大。
- ・選挙・災害時の急増：偽情報が集中する局面で誹謗中傷・業務妨害も増加する。

CASES & RULINGS

05 主要な事件・判例と社会の動き

※判決・公的機関・大手報道で公知となっている範囲で整理しています。投稿内容そのものの引用は行いません。

5-1 法改正の契機となった2020年の事案

2020年5月、リアリティ番組に出演していたプロレスラーの木村花さん(当時22歳)が、SNS上の大量の誹謗中傷を受けた後に亡くなりました。投稿者2名は侮辱罪で略式起訴され、東京簡裁が料料9,000円の略式命令を出しています。母・木村響子さんが提起した民事訴訟では、2021年5月に東京地裁が投稿者に約129万円の賠償を命じました。この事案が、①発信者情報開示命令制度の創設(2022年10月施行)、②侮辱罪の厳罰化(2022年7月施行)の社会的契機となりました。

出典:日本経済新聞「ネット中傷に迅速救済 木村花さん巡り、地裁が賠償命令」(2021年5月)／時事通信(2021年)

5-2 2022年～2026年の主な判例

時期	事案	判断の要点
2022年6月	X(当時Twitter)上の逮捕歴投稿の削除請求	最高裁が投稿の削除を命令。SNS上の逮捕歴投稿の削除に関する重要判例。
2024年7月～ 2026年3月	一般社団法人Colabo・仁藤夢乃氏に対する名誉毀損(被告:暇空茜氏)	東京地裁が計220万円の賠償と投稿削除を命令(2024年7月)。東京高裁が維持(2025年4月)、最高裁で確定(2026年3月)。
2024年	Colabo関連の別被告に対する名誉毀損	東京地裁が385万円の賠償を命令(ネット上の名誉毀損としては高額)。
2024年	武蔵大学教授・北村紗衣氏に対する名誉毀損	東京地裁が220万円の賠償を命令。
2024年	プロ野球・関根大気選手への中傷投稿	東京地裁がX社に中傷8件すべての発信者情報の開示を命令。日本プロ野球選手会は2023年9月に対策チームを設置。
2024年6月	眼科医院に関するGoogleマップのクチコミ	大阪地裁が事実と異なるクチコミについて名誉毀損を認め、投稿者に削除を命令。

出典:弁護士ドットコム・時事通信(Colabo関連、2024～2026年)／弁護士JPニュース(2024年)／日本経済新聞・日本プロ野球選手会公表資料(2023～2024年)／日本経済新聞(大阪地裁判決、2024年6月)

5-3 プラットフォーム事業者の責任を問う訴訟

提訴	事案	概要・状況
2024年4月18日	医師・歯科医師ら63人がGoogleを集団提訴(東京地裁)	Googleマップのクチコミによる被害を巡り、プラットフォーム事業者の賠償責任(計約140万円)を問う。本レポート作成時点で判決は確認できておらず、審理中とみられます。
2024年5月15日	前澤友作氏がMeta等を提訴(東京地裁)	なりすまし詐欺広告を巡り、損害賠償1円と広告掲載の差止め等を請求。2024年7月の第1回口頭弁論でMeta側は請求棄却を求め争う姿勢。本レポート作成時点で判決・和解は確認できておらず、係属中とみられます。

出典:日本経済新聞(2024年4月18日、5月15日、7月9日)／ITmedia NEWS(2024年5月15日)

5-4 政府・自治体・団体の動き

- 総務省研究会の緊急提言(2020年8月)・第三次とりまとめ(2024年1月)が情プラ法の基礎に。偽・誤情報対策は検討会で継続検討され、2026年7月に選挙偽情報対策の改正法が成立(2027年3月施行予定)。
- 自治体ではネット上の誹謗中傷防止条例の制定や無料相談窓口(弁護士相談等)の設置が拡大。日本プロ野球選手会・Jリーグ・芸能事務所等も、組織としての中傷対策(開示請求・告訴等)を公表する動きが定着しつつあります。

06 海外の規制動向と国際比較

2025～2026年、主要国の規制は「制度整備」から「執行」の段階へ

米国 TAKE IT DOWN Act

2025年5月19日成立。本人の同意のない性的画像(実写・加工・AI生成を含む)の公開を犯罪化し、対象プラットフォームに**有効な削除要請から48時間以内**の削除と同一コピーの削除を義務付け。削除義務は**2026年5月19日施行**。連邦取引委員会(FTC)が執行を担い、施行に先立ち主要15社へ警告書を送付。違反1件あたり最大53,088ドルの民事制裁金。

出典:Congress.gov(S.146)／FTC「FTC Begins Enforcing the TAKE IT DOWN Act」(2026年5月19日) <https://www.ftc.gov/>

EU デジタルサービス法(DSA)

2025年12月5日、欧州委員会がXに対し**DSA初の制裁金1.2億ユーロ**を決定。理由は有料「ブルーチェック」の欺瞞的設計、広告リポジトリの透明性不足、研究者のデータアクセス拒否の3点。DSA違反の制裁金は最大で世界売上高の6%。2026年1月にはXのレコメンドシステムと「脱衣」アプリに関する新たな手続も開始されました。

出典:欧州委員会プレスリリース(2025年12月5日) https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_25_2934

英国 Online Safety Act 2023

2025年3月に違法コンテンツ対応義務、2025年7月25日に年齢確認義務が発効。規制当局Ofcomは2025年後半から制裁金を相次いで賦課しており、2026年2月にはKick Online Entertainmentに£800,000、2026年5月には自殺関連フォーラム運営者に£950,000の制裁金を科すなど、執行が本格化しています。

出典:Ofcom Online Safety enforcement decisions／DLA Piper(2025年10月)／Inform's Blog(2026年3月)

豪州 16歳未満のSNS利用制限

2025年12月10日施行。Facebook、Instagram、Snapchat、Threads、TikTok、Twitch、X、YouTube、Kick、Redditの10サービスが対象で、16歳未満のアカウント作成・保持を防ぐ「合理的措置」を事業者に義務付け(最大4,950万豪ドルの制裁金)。eSafety委員の追跡調査では施行3か月後のSNS利用率が85.9%→81.5%、アカウント保有率が52.4%→42.1%に低下したものの、8割超が利用を継続しており、制裁金の引上げが検討されています。

出典:eSafety Commissioner「Social media age restrictions」
<https://www.esafety.gov.au/>／Reuters・Al Jazeera(2026年7～8月)

国際統計との比較 — 被害経験率

米Pew Research Centerの調査(2020年9月実施、成人10,093人)では、**米国成人の41%**が何らかのオンラインハラスメントを経験。身体的脅迫・ストーキング・性的嫌がらせ・継続的嫌がらせといった深刻な形態の経験率は2014年15%→2017年18%→2020年25%と上昇し、30歳未満では約3分の2が何らかの被害を経験しています。

日本では国際大学GLOCOM「Innovation Nippon」の調査(2023年4月公表、本調査5,226名)で、主要6サービス利用者の誹謗中傷経験率は4.7%(約21人に1人)。年齢が低いほど高く、10代男性で10.6%。加害者は「見ず知らずの人」が66.8%で最多、被害者の15.0%が当該サービスでの活動を減らしたと回答しています。

出典:Pew Research Center「The State of Online Harassment」(2021年1月13日) <https://www.pewresearch.org/internet/2021/01/13/the-state-of-online-harassment/>／Innovation Nippon『2022 わが国における誹謗中傷の実態調査 報告書』(2023年4月) https://www.innovation-nippon.jp/reports/2022IN_report_hibou_full.pdf

比較上の留意点 日本の公的統計(相談件数・検挙件数・人権侵犯件数)は「行政・司法に持ち込まれた件数」であり、アンケートによる「被害経験率」とは性質・母数が異なります。相談に至らない潜在被害を考慮する必要があり、数値の単純な国際比較はできません。

OUTLOOK

07 2026年のトレンドと今後の展望

1 生成AIによるなりすまし・偽画像・偽音声

詐欺広告・偽動画・性的ディープフェイクの作成コストが急低下。警察庁の2025年サイバー脅威報告も「AIをめぐる脅威」を特集しています。本人確認・出所表示（来歴情報）技術の実装が焦点に。

2 ショート動画プラットフォームへの拡大

TikTok関連の相談割合が上昇。動画は文字より削除申請時の特定（URL・タイムスタンプ）が難しく、証拠保全の工夫が必要です。

3 匿名掲示板からSNSへ、SNSから新興サービスへ

5ちゃんねる関連の相談は低下、X関連は上昇。Threads、Bluesky等の新興サービスも規制・年齢制限の議論に組み込まれつつあり、pixiv・note・ガールズちゃんねる等も情ブラ法の指定対象になりました。

4 制度運用の本格化

情ブラ法の初勧告（2026年7月）で監督が実際に機能し始め、2027年3月には選挙偽情報対策の改正法が施行予定。指定事業者の「削除申出窓口」「削除基準」「運用状況」の公表が、利用者側の対応の起点になります。

5 AIモデレーションの高度化と課題

TikTokの事前削除率99.3%、YouTubeの自動検知比率の高さに見られるように自動化が進む一方、誤判定・過剰削除・日本語特有の表現への対応が課題として残ります。

6 海外規制の域外適用と国内への波及

EU DSA・英国OSA・米国TAKE IT DOWN Act・豪州の年齢制限は、グローバル企業の運用変更を通じて日本の利用者にも影響します。各社の通報フォーム・年齢確認・広告審査の仕様変更が続く見込みです。

留意事項 本章の「展望」に関する記述は、各種資料の見通し・論評に基づくものであり、確定した事実ではありません。

WHAT YOU CAN DO

08 被害に遭ったときに、ご自身でできること

情報提供としてのご案内

本章は一般的な情報提供であり、法的助言ではありません。通報・申出・相談・法的措置は、いずれも被害を受けたご本人（または法律上の代理権を有する弁護士等）が行うものです。フリーズX合同会社がこれらを代行・代理することはありません。

8-1 証拠保全の考え方 — 気づいた「その日」に残す

- ☐ 投稿のURL（個別投稿のパーマリンク。プロフィールURLではなく投稿単位で）
- ☐ 投稿日時（表示上の日時と、保存した日時の両方）
- ☐ アカウント名・ユーザーID・表示名（IDは変更されにくく特定の手がかりになります）
- ☐ スクリーンショット（URL・日時・アカウント名・投稿内容が同じ画面に写る形で。複数枚・前後の文脈も）
- ☐ 拡散状況（リポスト・いいね・返信の数、引用元・引用先）
- ☐ 動画・音声は該当箇所のタイムスタンプ（何分何秒）も記録
- ☐ 保存した記録の一覧表（日付・URL・保存方法）を作成し、改変しない形で保管

なぜ「早く」なのか

東京地裁民事第9部の申立書記載例には、アクセスプロバイダのアクセスログの保存期間は一般に**3か月等と短い**ため、早期に手続を進めなければ発信者を特定できなくなる旨が明記されています。投稿が削除されると証拠自体が失われるため、通報の前に記録を残すことが基本です。

警察に相談する場合も、サイト名・URL・書き込み者・日時・内容の記録を持参することが推奨されています（警察庁「インターネット上の誹謗中傷等への対応」）。

8-2 各プラットフォームの公式通報窓口

各社は公式ヘルプセンターに通報・報告フォームを設けています。情プラ法の指定事業者は「削除申出窓口」と「削除基準」を公表する義務を負っています。通報はご本人が公式フォームから行うものです。

サービス	公式ヘルプセンター（通報・報告の入口）	主な通報区分
X	help.x.com（ヘルプセンター内「報告」「なりすまし」）	嫌がらせ、なりすまし、プライバシー、著作権
Instagram / Threads	help.instagram.com（ヘルプセンター内「報告」）	いじめ・嫌がらせ、なりすまし、知的財産
Facebook	facebook.com/help（ヘルプセンター内「報告」）	いじめ・嫌がらせ、なりすまし、知的財産
YouTube	support.google.com/youtube（「YouTubeでの報告」）	嫌がらせ、プライバシー、著作権、法的申立て
TikTok	support.tiktok.com（「報告」「安全」）	嫌がらせといじめ、なりすまし、知的財産
Googleマップ・検索	support.google.com（「コンテンツの削除をリクエスト」）	クチコミ報告、法的削除リクエスト

ご注意 各社の通報手順・URL・ポリシーは頻繁に変更されます。ご利用時には必ず各社公式サイトで最新情報をご確認ください。

8-3 公的・専門相談窓口

窓口	連絡先・URL	運営
違法・有害情報相談センター	https://www.ihaho.jp	総務省
みんなの人権110番	0570-003-110	法務省
インターネット人権相談受付窓口	https://www.jinken.go.jp	法務省
こどもの人権110番	0120-007-110	法務省
警察相談専用電話	#9110／各都道府県警サイバー犯罪相談窓口 https://www.npa.go.jp/cyber/soudan.html	警察
インターネット・ホットラインセンター	https://www.internethotline.jp	警察庁委託
法テラス(日本司法支援センター)	0570-078374／ https://www.houterasu.or.jp	法務省所管
誹謗中傷ホットライン	https://www.saferinternet.or.jp/bullying/	セーフティーインターネット協会
セーフライン	https://www.safe-line.jp	セーフティーインターネット協会
まもろうよ ころこ(こころの相談)	https://www.mhlw.go.jp/mamorouyokokoro	厚生労働省

出典：法務省人権擁護局『令和7年における「人権侵犯事件」の状況について(概要)』掲載の相談窓口一覧(2026年3月)／各機関公式サイト(2026年9月確認)

法的措置をご検討の場合

発信者情報開示請求、損害賠償請求、刑事告訴などの法的措置は、弁護士にご相談ください。法務省は被害者ご本人向けに『インターネット上の誹謗中傷 書き込み削除依頼の手引き』(<https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken88.html>)を公開しています。

SOURCES

出典一覧

国内公的機関

- ・総務省情報流通行政局『令和6年度 インターネット上の違法・有害情報対応 相談業務等の請負 報告書（概要版）』（2025年）https://www.soumu.go.jp/main_content/001009571.pdf
- ・総務省「インターネット上の違法・有害情報に対する対応（情報流通プラットフォーム対処法）」https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/d_syohi/ihoyugai.html
- ・総務省 報道資料「情報流通プラットフォーム対処法第20条第1項に基づく大規模特定電気通信役務提供者の指定」（2025年4月30日／5月30日／2026年8月31日）、同「是正勧告」報道発表（2026年7月24日）
- ・法務省人権擁護局『令和7年における「人権侵犯事件」の状況について（概要）』（2026年3月24日）<https://www.moj.go.jp/content/001458953.pdf>／『令和6年における「人権侵犯事件」の状況について（概要）』（2025年3月）https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken03_00252.html
- ・法務省『インターネット上の誹謗中傷 書き込み削除依頼の手引き』<https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken88.html>
- ・警察庁長官官房『令和6年の犯罪情勢』（2025年2月）https://www.npa.go.jp/publications/statistics/kikakubunseki/r6_jyosei.pdf
- ・警察庁サイバー警察局『令和6年／令和7年におけるサイバー空間をめぐる脅威の情勢等について』（2025年3月／2026年3月）
- ・警察庁『令和7年における特殊詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺の認知・検挙状況等について（確定値）』（2026年6月5日）<https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/sos47/new-topics/260605/01.html>
- ・警察庁「インターネット上の誹謗中傷等への対応」<https://www.npa.go.jp/bureau/cyber/countermeasures/defamation.html>
- ・文部科学省『令和6年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果』（2025年10月）https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1302902.htm
- ・東京地方裁判所「発信者情報開示命令申立て」案内 https://www.courts.go.jp/tokyo/saiban/minzi_section09/hassinnsya_kaiji/index.html
- ・東京弁護士会『LIBRA』2025年4月号『「発信者事件」最新線』https://www.toben.or.jp/message/libra/pdf/2025_04/P02-14.pdf

プラットフォーム公式

- ・X Transparency Center「Global Transparency Report H2 2024」（2025年3月）／「Removal Requests」<https://transparency.x.com/>
- ・Meta Transparency Center「Community Standards Enforcement Report」「Integrity Reports（Q1 2025／H1 2026）」<https://transparency.meta.com/>
- ・Google 透明性レポート「YouTubeコミュニティガイドラインの適用」<https://transparencyreport.google.com/youtube-policy/>／「コンテンツの削除に関する政府からの要請」
- ・TikTok「Community Guidelines Enforcement Report（Q1 2026）」<https://www.tiktok.com/transparency/>

海外当局・調査機関

- ・Congress.gov（TAKE IT DOWN Act, S.146）／Federal Trade Commission「FTC Begins Enforcing the TAKE IT DOWN Act」（2026年5月19日）<https://www.ftc.gov/news-events/news/press-releases/2026/05/ftc-begins-enforcing-take-it-down-act>
- ・European Commission「Commission fines X €120 million under the Digital Services Act」（2025年12月5日）https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_25_2934
- ・Ofcom Online Safety enforcement decisions（2025～2026年）／DLA Piper「Online Safety Act enforcement update」（2025年10月）／Inform's Blog（2026年3月11日）
- ・eSafety Commissioner「Social media age restrictions」<https://www.esafety.gov.au/about-us/industry-regulation/social-media-age-restrictions>
- ・Pew Research Center「The State of Online Harassment」（2021年1月13日）<https://www.pewresearch.org/internet/2021/01/13/the-state-of-online-harassment/>
- ・Innovation Nippon（国際大学GLOCOM）『2022 わが国における誹謗中傷の実態調査 報告書』（2023年4月）https://www.innovation-nippon.jp/reports/2022IN_report_hibou_full.pdf
- ・PwC Japan「その『恐れ』は実在するかーフェイクコンテンツとSNS型投資詐欺ー」（2025年10月）／特許庁委託・ジェトロ「SNS等インターネット上の誘導型詐欺広告を利用した模倣品流通に関する調査」（2025年3月）

報道

- ・日本経済新聞（2021年5月／2024年4月18日・5月15日・6月・7月9日／2026年7月）、共同通信（2025年11月7日／2026年7月24日）、時事通信（2021年／2026年3月・6月12日）、朝日新聞（2026年7月24日）、ITmedia NEWS（2024年5月15日／2026年7月24日／2026年9月1日）、INTERNET Watch（2026年9月1日）、弁護士ドットコム・弁護士JPニュース（2024～2026年）、Engadget（2025年5月）、Social Media Today（2025年3月）、Reuters・Al Jazeera（2026年7～8月）

※プラットフォーム透明性レポートの一部数値は、公式ダッシュボードが動的表示のため専門メディアの報道を経由して把握したものを含みます。※弁護士事務所等の解説は二次情報として参照し、数値の確定には一次資料を優先しています。

ご利用にあたって

本資料は、公的機関・プラットフォーム各社・大手報道機関等の公表資料に基づき、SNS上の誹謗中傷等の傾向を情報提供の目的で整理したものです。掲載内容は作成時点の情報であり、法令・各社ポリシー・統計数値はその後変更される場合があります。

本資料は**法的助言ではありません**。フリーズX合同会社は法律事務所ではなく、法的助言・法的措置（発信者情報開示請求・損害賠償請求・刑事告訴等）・代理・代行・示談交渉・削除請求や通報の代行は一切行いません。各プラットフォームへの通報・申出および公的窓口への相談は、被害を受けたご本人が行うものです。法律に関するご相談は弁護士・法テラス等の専門機関にご相談ください。

本資料の内容について、特定の結果（投稿の削除・アカウントの停止等）を保証するものではありません。

フリーズX合同会社について

フリーズX合同会社は、SNS上の誹謗中傷・なりすまし・ヘイトスピーチ・著作権侵害・無断転載等の被害に遭われた個人・企業の皆さまが、各プラットフォームの公式通報フォームを**ご自身で**ご利用になる際の技術的サポート（各社の利用規約・最新の通報ガイドラインの調査、エビデンス収集フローの整理、レポーティングメソッドの提供）を行っています。

WEBSITE

<https://freeze-x.com/>

公式LINE

<https://lin.ee/P0Clw7j>

お問い合わせフォーム

[https://freeze-x.com/
contact](https://freeze-x.com/contact)

本資料の無断転載・改変を禁じます。引用される場合は出典として「フリーズX合同会社『SNS誹謗中傷の傾向レポート 2026』」と明記してください。本資料に掲載した統計・図表の一次データの著作権は各公表機関に帰属します。

フリーズX合同会社

代表：岩城雄介 / 所在地：東京都渋谷区 / <https://freeze-x.com/>

SNS誹謗中傷の傾向レポート 2026 2026年9月版 ©2026 Freeze X LLC